

令和3年9月17日

各省庁 PFI 担当局長 殿  
各都道府県 PFI 担当部長 殿  
各都道府県市区町村担当部長 殿  
各政令指定都市 PFI 担当部長 殿

内閣府民間資金等活用事業推進室長

PFI 事業における LIBOR の公表停止に伴う影響について（情報提供）

平素より PFI の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

多くの PFI (Private Finance Initiative) 事業では、公共施設等の整備等に対するサービス対価を割賦払いとする場合に、割賦払い分の金利の基準金利として LIBOR (ロンドン銀行間取引金利) をベースとした指標 (LIBOR ベースの東京スワップ・レファレンス・レート (TSR)) が利用されているところでは、

今般、LIBOR 運営機関より 2021 年 12 月末をもって LIBOR の恒久的な公表停止が発表されたこと (※1) を受けた LIBOR ベースの TSR の対応については、同レートを公表するリフィニティブ社から市中協議結果が公表されました (※2)。こうした動きを受けて、PFI 事業においても、割賦払い分の金利の基準金利に LIBOR をベースとした指標を参照している場合には、見直し等が必要になります。

つきましては、PFI 事業を実施予定及び実施中である各省庁、各地方公共団体においては、割賦払い分の金利の基準金利に LIBOR をベースとした指標を参照されているかご確認いただき、リフィニティブ社および日本円金利指標に関する検討委員会の公表情報をご参照の上、実施予定の事業に関する公表資料等の見直しや、実施中の PFI 事業の契約内容等に基づき PFI 事業者や関係金融機関と協議を行う等、適切にご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

各都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内市区町村 (政令指定都市を除く) に対しても、本通知について周知いただきますよう、お願いいたします。

なお、LIBOR の公表停止により影響を受ける PFI 事業に関し、LIBOR ベースの TSR の代替指標の考え方や、LIBOR ベースの TSR と代替指標のレート差分に関する金利調整といった技術的な事項に関するお問い合わせについては、リフィニティブ社市場開発部トレーディング担当 (電話：03-6441-1371、もしくは 080-1373-6785、または [index\\_queries@refinitiv.com](mailto:index_queries@refinitiv.com) (電子メールの件名に 'TSR' と記載してください) までご連絡ください。

(※1) 詳細は、金融庁、日本円金利指標に関する検討委員会 (事務局：日本銀行) のホームページをご参照ください。

<金融庁> <https://www.fsa.go.jp/policy/libor/libor.html>

<検討委員会> [https://www.boj.or.jp/paym/market/jpy\\_cmte/index.htm/](https://www.boj.or.jp/paym/market/jpy_cmte/index.htm/)

(※2) リフィニティブ社 TSR 専用ウェブサイト を 2021 年 9 月 27 日にリリース予定です。

<http://www.refinitiv.com/ja/tokyoswaprate>

上記のほか、日本円金利指標に関する検討委員会第 22 回会合資料 (2021 年 4 月 27 日) もご参照ください。

以上

<本件問合せ先>

内閣府 民間資金等活用事業 (PPP/PFI) 推進室

担当：町井、平野、坂江

電話：03-6257-1654 (直通)